

尼保保第 310 号の 2
平成 21 年 10 月 19 日

校・園 長 様

尼崎市保健所長

新型インフルエンザに係る今後のサーベイランス体制について（通知）

時下、貴職にはますます御清栄のこととお慶びを申し上げます。

また、平素は、本市保健行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ（A/H1N1）に係るサーベイランス体制については、平成 21 年 8 月 25 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務連絡「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について」が示されてきたところです。

今般、「基本的対処方針」および厚生労働省「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）」が平成 21 年 10 月 1 日に改定され、新型インフルエンザ（A/H1N1）のサーベイランス体制を平成 21 年 10 月 11 日以降、クラスターサーベイランスが不要となりました。

今後は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく届出の基準について」に基づきインフルエンザ様疾患であることを確認の上、「インフルエンザ様疾患発生報告（日報：兵庫県指定の様式）」（別紙様式 2）により下記の事項に留意して期限厳守で当課あて FAX 報告をお願いします。

記

- 1 「インフルエンザ様疾患発生報告（日報）」は、発生日の 15 時までをお願いします。
- 2 土曜日の発生報告は、翌週月曜日の 12 時までをお願いします。

以 上

保健企画課予防防疫担当

TEL: 4 8 6 9 - 3 0 1 0

FAX: 4 8 6 9 - 3 0 4 9